

跡見学園女子大学文学部紀要に関する規程

第一条 この規程は、跡見学園女子大学学則第一条第二項第三号に基づき、跡見学園女子大学文学部紀要（以下「紀要」という）の発行と編集に関し必要な事項を定める。

第二条 紀要は、毎年一回発行する。ただし、必要な場合には、臨時号を発行することができる。

第三条 紀要に研究成果を発表することができる者は、原則として本学部専任教員とする。ただし、以下の者は、本学部専任教員の推薦のある場合には、研究成果を発表することができる。

- (一) 本学専任教員
- (二) 本学事務職員（学芸員・司書等）
- (三) 本学部専任教員と共同研究に従事する者

第四条 紀要に掲載する論文等は、未発表の学術的なものに限る。

第五条 紀要の編集及び発行については、文学部学術委員会（以下「本委員会」という）がこれを行う。

第六条 投稿を希望する者は、本委員会の指定する期日までに、「投稿申し込み書」に必要な事項を記入の上、本委員会に届け出るものとする。

また、原稿は、本委員会の指定した期日までに提出することとする。

第七条 投稿原稿は本委員会において審査を行い、採否を決定する。ただし、必要に応じて、投稿原稿の内容に関わる専門家の意見を徴することがある。

第八条 採用原稿が多数にのぼり、全編の掲載が困難な場合には、本委員会が協議して対処する。

第九条 執筆者は、掲載原稿にかかる著作財産権のうち複製権及び公衆送信権の行使を大学に委託することとする。

第十条 この規程を実施するに当たり、必要な細則を定めることができる。

第十一條 この規程の改廃は、文学部教授会の議を経て、文学部長がこれを行う。

附則 この規程は、平成15年4月1日より施行する。

跡見学園女子大学文学部紀要執筆細則

第一条 原稿枚数は、和文の場合400字詰原稿用紙に換算して50枚、欧文の場合タイプライト（ダブルスペース）で40枚を標準とする。

第二条 原稿の体裁は、原則として以下の三種とする。

- (一) ワープロソフトを使用する場合は、テキストファイルを保存したFD（3.5inch）に、当該FDの内容をプリントアウトした原稿を添え、換算枚数を明記する。ただし用紙はA4判を使用する。なおパソコンを使用する場合は使用のOS名を、また、ワープロ機を使用する場合は機種名を明記する。
- (二) 原稿用紙の場合は、200字詰もしくは400字詰の用紙を使用する。
- (三) 欧文タイプの場合は、ダブルスペースでA4判の用紙に印字する。

第三条 原稿には、冒頭に表題・氏名を付すものとする。また、欧文のタイトルを付し、要旨を、原則として和文の場合には800字、欧文の場合には150ワーズ以内にまとめて添付する。

第四条 図版・写真・表などの挿入箇所は、原稿の中に明示する。

第五条 校正は、原則として再校までを執筆者が行い、三校以後は本委員会が行うものとする。